

## 【参考資料】 財政用語の説明

### ○標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

なお、地方財政法施行令附則第10条第1項及び第2項の規定により、臨時財政対策債の発行可能額についても含まれる。

### ○財政力指数

必要とする一般財源の額（基準財政需要額注1）に対して徴収が見込まれる税収入（基準財政収入額注2、地方交付税等を含む）がどれだけあるかという指数。

※この指数が単年度で1を超える場合は、普通交付税が交付されない不交付団体となる。

注1：各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額

注2：各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額

### ○実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支額の割合を表したもの。

※概ね3～5%程度が望ましいと考えられている。

### ○経常収支比率

普通税（住民税、固定資産税等）、地方譲与税等を中心とする経常一般財源が、人件費、扶助費、公債費のような縮減することの困難な経費にどの程度充当されているかを示すもので、これにより財政構造の弾力性を判断する指標。

※一般的に75%程度が妥当と考えられ、80%を超えるとその団体は財政構造の弾力性が失われつつあると言われている。

### ○実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する公債費及び公債費に準ずるものとの標準財政規模に占める割合を示したもので、3か年の平均値を用いる。

※この比率が18%以上の団体は、地方債の発行に国の許可が必要となる。

### ○人件費

職員の給与や議員、会計年度任用職員への報酬などの経費。

### ○物件費

市の経費のうち消費的性質をもつ経費で、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費等のこと。

### ○扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等の法令に基づく被扶助者への支給や、市が単独で行う各種扶助のための経費。